

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成23年度
計画改定年度	平成25年度 平成29年度 令和2年度 令和5年度
計画主体	湯沢町

湯沢町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

湯沢町役場 産業観光課 環境農林課

南魚沼郡湯沢町大字神立300番地

025-788-0291

025-788-3582

メールアドレス kankyounourin@town.yuzawa.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル・ツキノワグマ・イノシシ・ニホンジカ・ タヌキ・ハクビシン・カラス・アオサギ
計画期間	令和5年度 ～ 令和7年度
対象地域	新潟県南魚沼郡湯沢町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
ニホンザル	豆類	3千円	1a
	イモ類	22千円	4a
	野菜	38千円	5a
	小計	63千円	10a
ツキノワグマ	魚類	40千円	0.4a
イノシシ	水稲	116千円	6.3a
ニホンジカ	水稲	9千円	0.5a
タヌキ	被害品目不明	被害金額不明	被害面積不明
ハクビシン	被害品目不明	被害金額不明	被害面積不明
カラス	被害品目不明	被害金額不明	被害面積不明
アオサギ	魚類	被害金額不明	—
合計		228千円	17.2a

(2)被害の傾向

ニホンザル

山の堅果等の豊凶状況により被害状況が変動するものの、6月から8月頃にかけて多く発生し、山沿いの集落で被害が出ている。近年は、電気柵を設置している耕作地の拡大や、サルパトによる追い払い等で出没が減少傾向になっているが、依然耕作地での被害は確認されている。

町内に生息する7群にテレメトリー発信機を装着し遊動域等の把握に努めているが、発信機の未装着の群れもある。

ツキノワグマ

被害は、7月から11月頃にかけて発生し、山間集落で多い。「魚類」での農水産物被害が報告されている。

令和5年7月に1件人身被害が発生した。また令和4年4月～10月にかけて目撃・痕跡情報が25件寄せられ、住宅裏など人と近接した場所での出没も確認されている。

イノシシ

被害は、6月から11月頃にかけて発生し、山間集落が多い。

平成20年頃から水稲に対する被害が報告されている。特に山間地域の集落で田んぼの中を歩き回り、水稲を倒したり食い荒らす、畦畔の掘り起こしなどの被害が報告されている。直近では農作業被害が令和2年度に1ha規模に達した。また、平成24年には温泉街に出没し、道路を走りまわり、2人の人身被害に至っている。また、積雪期に行き場を失って道路を徘徊するケースもあった。

ニホンジカ

被害は、6月から9月頃に発生し、山間集落が多い。

令和2年頃から被害が報告されるようになり、植えて間もない水稲苗や、稲刈り前の稲穂を食べる被害が確認されている。

タヌキ・ハクビシン

被害は、5月から11月頃にかけて町内全域で発生し、「果菜類(いちご、とうもろこし、トマト等)」が被害を受けている。自家消費野菜の被害が多く、被害金額・面積の完全把握は困難であるが、耕作放棄を招かないため対策が必要。

カラス

被害は、6月から9月頃にかけて町内全域で発生し、「果菜類(いちご、とうもろこし、トマト等)」が被害を受けるなどタヌキ・ハクビシンと同様の加害傾向がある。繁殖中、気が立っている場合は人身被害を招く場合もあり、耕作地残渣除去等の広報に努めている。

アオサギ

被害は通年、町内全域のフィッシングパーク、住宅の池、一般河川の魚に発生。水稲踏み荒らしの被害も発生している。利権者が多岐にわたり、被害金額・面積の完全把握は困難であるが、水産資源維持のため、対策が必要である。また、住宅の庭木や神社の御神木への営巢により、糞害や鳴き声の苦情も寄せられるが、猟銃の利用が困難なため花火等での追い払いが中心になっている。

(3)被害の軽減目標

被害金額

指 標	現状値(令和4年度)	目標値(令和7年度)
ニホンザル	63千円	43千円
ツキノワグマ	40千円	28千円
イノシシ	116千円	80千円
ニホンジカ	9千円	6千円
タヌキ	被害金額不明	被害金額不明なため目標値は設けない
ハクビシン	被害金額不明	被害金額不明なため目標値は設けない
カラス	被害金額不明	被害金額不明なため目標値は設けない
アオサギ	被害金額不明	被害金額不明なため目標値は設けない
合 計	228千円	157千円

被害面積

指 標	現状値(令和4年度)	目標値(令和7年度)
ニホンザル	10a	6.3a
ツキノワグマ	0.4a	0.28a
イノシシ	6a	4.43a
ニホンジカ	0.5a	0.18a
タヌキ	被害面積不明	被害面積不明なため目標値は設けない
ハクビシン	被害面積不明	被害面積不明なため目標値は設けない
カラス	被害面積不明	被害面積不明なため目標値は設けない
アオサギ	—	—
合 計	16.9a	11.19a

(4)従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・湯沢町鳥獣被害対策実施隊(以下「実施隊」という)の設置 ・実施隊による巡回及び捕獲 ・狩猟免許等の取得経費補助 ・ニホンザルのテレメトリー調査 ・花火等による追い払い ・箱わな、くくりわな、ドラム缶式箱わなの増設 ・小型獣用檻の貸出 ・イノシシ捕獲研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会員の高齢化による捕獲担い手の減少 ・捕獲者の安全確保及び捕獲技術の向上 ・テレメトリー発信器の装着个体数が減少(電池寿命による) ・住宅地への出没時の体制 ・麻酔銃猟の実施可能な機関・団体との連絡体制 ・行動域が他県、近隣市町村と広域なため、関係機関や近隣市町村と連携し、出没状況について情報収集が必要
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・町補助事業による電気柵設置支援 ・農業者、漁業者による電気柵、防護網の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気柵の適切な維持管理
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・集落周辺の草刈や里山の整備等についての広報 ・家庭等の残渣についての広報 ・放任果樹の伐採 	<ul style="list-style-type: none"> ・緩衝帯整備 ・放任果樹、耕作地残渣の除去

(5) 今後の取組方針

【ニホンザル】

- ・農作物に被害を及ぼす群れに、テレメトリー発信器を装着し群れの規模や遊動域を把握して加害レベルに応じた被害防止対策を行う。また、データの収集及び分析についてGPS首輪の導入を検討する。
- ・実施隊員による巡回と追い払いを実施し、箱わなを使用した分別捕獲を中心に実施し、必要に応じて銃器を用いた追い払いや駆除を実施することで、群れの分裂を防ぎながら適正な個体数管理を行う。

【ツキノワグマ】

- ・ツキノワグマの保護を図りつつ、農水産物の被害防止のために、必要最小限度の範囲でドラム缶式箱わなや銃器による捕獲を実施し被害防止に努める。
- ・人身被害防止のため、住宅地等に出没した場合の麻酔銃猟の実施可能な機関・団体との連絡体制を整備する。
- ・ブナ等の凶作年に出没が多発するため、住民及び観光客等に注意喚起を行う。

【イノシシ】

- ・農作物の被害に対しては、箱わなやくりわなを導入し、捕獲するが、必要に応じて銃器による捕獲を実施し農作物の被害防止に努める。
- ・くりわなについては、設置技術向上のための研修を実施し、捕獲効率を高める。また、積雪期(猟期を含む)の捕獲を積極的に行い、被害防止に努める。
- ・住宅地等に出没した場合の体制を整備する。

【ニホンジカ】

- ・出没状況、被害状況の把握に努めるとともに、積雪期(猟期を含む)の捕獲を積極的に行い、被害防止に努める。

【タヌキ・ハクビシン・カラス・アオサギ】

- ・被害の場所・状況の現状把握が不十分なため、実施隊によるパトロール・注意喚起・聞き取り活動で把握に努める。また、アオサギについては、関係漁業団体と情報交換しながら進める。

【その他】

- ・上記の鳥獣種に関して行動域が湯沢町だけでなく他県、近隣市町村を含んだ広域なため、関係機関、近隣市町村と連携し、出没状況について情報を収集する。
- ・住民や実施隊に研修会等の啓発活動、担い手確保支援、電気柵技術支援、捕獲技術支援、放任果樹・耕作地残渣の除去、遊休地草刈りの呼びかけを行う。
- ・一般社団法人新潟県猟友会が新潟市西蒲区福井で整備を進める「新潟ライフル射撃場(仮称)」において、大型獣の捕獲に有効な大口径ライフル銃やスラッグ弾の使用者の確保及び捕獲技術の向上を推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>【湯沢町鳥獣被害対策実施隊】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目撃や農作物等の被害による現場状況を確認し、銃器による捕獲、箱わな、くくりわな及びドラム缶式箱わなによる捕獲を行う。 ・実施隊員等の捕獲従事者は、生息状況やCPUE・SPUE(単位努力量あたりの捕獲・目撃数)の基礎資料となる「出猟カレンダー」の記載を行う。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タヌキ、ハクビシンなど小型獣については、住民への小型獣用の貸出し箱わなを用意し、捕獲許可を受けた者への貸し出しを行う。箱わな貸し出しの際には、錯誤捕獲を防止するため、1日1回以上わなの見回りや安全な場所への設置について、事前に指導を行う。
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲の担い手確保、育成のための支援を行う。 ・出没場所等にセンサーカメラを設置し、習性や動向等を確認する。 ・被害状況等の情報収集 ・捕獲わな等のメンテナンス
6	ニホンジカ タヌキ ハクビシン	
7	カラス アオサギ	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>湯沢町の豊かな自然空間は、住民等の生活の場だけでなく、野生動物の生活の場でもある。このような観点に立って、新潟県が策定した最新の鳥獣保護管理事業計画との整合を図りつつ、町内の農作物の被害状況や、鳥獣の生息状況を把握し必要な範囲で有害鳥獣の捕獲を実施する。</p> <p>【ニホンザル】</p> <p>群れごとの管理を基本とし、全群のオトナメス個体にテレメトリー発信器を装着することを目的として箱わなで捕獲を行う。発信器装着後、群れの加害レベル等を確認し、その程度により集中捕獲等を検討する。</p> <p>捕獲計画数を設定する上で、湯沢町では令和2年～令和4年の3か年において合計約73頭(年平均約24頭)を捕獲している。被害はやや減少している状況にある。</p> <p>最新の新潟県ニホンザル管理計画によると、魚沼市南部への群れの分布拡大が確認され、南魚沼地域は群数が約16群、個体数は592～800頭程度と推定されている。個体数は増加傾向にあるが、湯沢町では、南魚沼市と湯沢町を行き来して</p>

いる群れや、全容が未確認の群れが数群存在しており、概ね8～10群(約400～500頭)が生息すると推定される。

前述のとおり、捕獲の前提として群れごとの管理を基本とするが、農作物の被害状況等により、生息数に対し年間15%以内(75頭以内)の範囲で捕獲を行う。

【ツキノワグマ】

誘引物の除去や住民等に対する出没情報の提供を基本対策として実施する。しかし、人身被害のおそれがある場合や農作物被害が発生した場合には、必要に応じて必要最小限の捕獲を実施する。

【イノシシ】

誘引物の除去や住民等に対する出没情報の提供を基本対策として実施する。個体数の低密度管理を基本とし、人身被害のおそれがある場合や農作物被害が発生した場合には特に捕獲圧を高め、必要な範囲で全頭捕獲を実施する。

【ニホンジカ】

イノシシと同様に個体数の低密度管理を基本とし、農作物及び林産物被害が発生した場合には特に捕獲圧を高め、必要な範囲で全頭捕獲を実施する。

【タヌキ・ハクビシン】

農作物被害が発生した耕作地等では、必要な範囲で全頭捕獲を実施する。

【カラス】

耕作地をネットで覆う、黒テグスを張る等の被害防止策を基本とするが、銃器による追払い・捕獲を行う場合は、出没箇所及び時期を検討した上で定期的に行うとともに、追払い・捕獲の効果を検証する。

【アオサギ】

町内全域で水産物の被害が発生しているため、銃器による一斉捕獲を実施しているが、被害は減少していない。養魚場等をネットで覆う、黒テグスを張る等の被害防止策を基本とするが、銃器による追払い・捕獲を行う場合は、出没箇所及び時期を検討した上で定期的に行うとともに、追払い・捕獲の効果を検証する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
ニホンザル	75 (生息数15%範囲)	75 (生息数15%範囲)	75 (生息数15%範囲)
ツキノワグマ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
イノシシ	必要な範囲	必要な範囲	必要な範囲
ニホンジカ	必要な範囲	必要な範囲	必要な範囲
タヌキ・ ハクビシン	必要な範囲	必要な範囲	必要な範囲
カラス	100	100	100
アオサギ	20	20	20

捕獲等の取組内容

人身被害や農作物被害の防止を目的に、出没・被害状況に応じたわな及び銃器による捕獲活動を基本とし、必要に応じて研修会への参加等で有効な捕獲技術を習得する。

【ニホンザル】

取組：出没場所の状況に応じて捕獲方法(箱わな又は銃器)を検討する。

時期：被害が集中する6月～11月の6ヶ月間を基本とするが、生活環境被害の状況も踏まえて期間を検討する。

【ツキノワグマ】

取組：人身被害が懸念される場合や、農産物の被害が発生した場合に、被害を与えるおそれのある個体を対象に実施する。

時期：出没時

【イノシシ】

取組：人身被害が懸念される場合や農作物被害が発生した場合に、捕獲圧を高め、その地点を中心に必要な範囲で捕獲を実施する。

時期：出没時

【ニホンジカ】

取組：農作物及び林産物被害が発生した場合に、捕獲圧を高め、その地点を中心に必要な範囲で捕獲を実施する。

時期：出没時

【タヌキ・ハクビシン】

取組：農作物被害が発生した場合に、捕獲圧を高め、その地点を中心に必要な範囲で捕獲を実施する。

時期：出没時

【カラス】

取組：捕獲の際は安全を考慮し、山際のカラスの集まる場所で銃器による捕獲を実施する。

期間：農作物被害が集中する6月～11月の6ヶ月間を中心に実施する。

【アオサギ】

取組：捕獲の際は安全を考慮し、山際のアオサギの集まる場所で銃器による捕獲を実施する。

期間：水産物被害が集中する5月～10月の6ヶ月間を中心に実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容	
【必要性】	
ツキノワグマ・イノシシ・ニホンジカの捕獲は、獣種により箱わな・ドラム缶式箱わな・くくりわな又はライフル銃以外の銃の使用を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な個体については、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。	
【取組内容】	
・捕獲手段：ライフル銃による捕獲	
・実施予定時期：令和5年4月～令和8年3月	
・捕獲予定場所：湯沢町全域。ただし、対象鳥獣の生息状況及び被害状況を勘案し、原則として被害発生地を中心とした安全性が適正に確保された場合に使用する。	

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
湯沢町	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5年度	6年度	7年度
ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、タヌキ、ハクビシン	要望等に応じて設置	要望等に応じて設置	要望等に応じて設置

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	5年度	6年度	7年度
ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、タヌキ、ハクビシン	電気柵導入による防除対策の普及及び適切な維持管理の助言指導		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
5	ニホンザル ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ タヌキ ハクビシン カラス アオサギ	【ニホンザル】 ・テレメトリー調査の加害群に花火・銃器追払い ・観光地周辺での餌やり禁止の周知
6		【ツキノワグマ・イノシシ・ニホンジカ】 ・出没時の注意喚起 【カラス・アオサギ】 ・侵入防止網等の適切な設置の啓発
7		【対象鳥獣共通】 ・研修会の開催等の被害防止に関する知識及び放任果樹等の除去等の普及啓発活動の実施

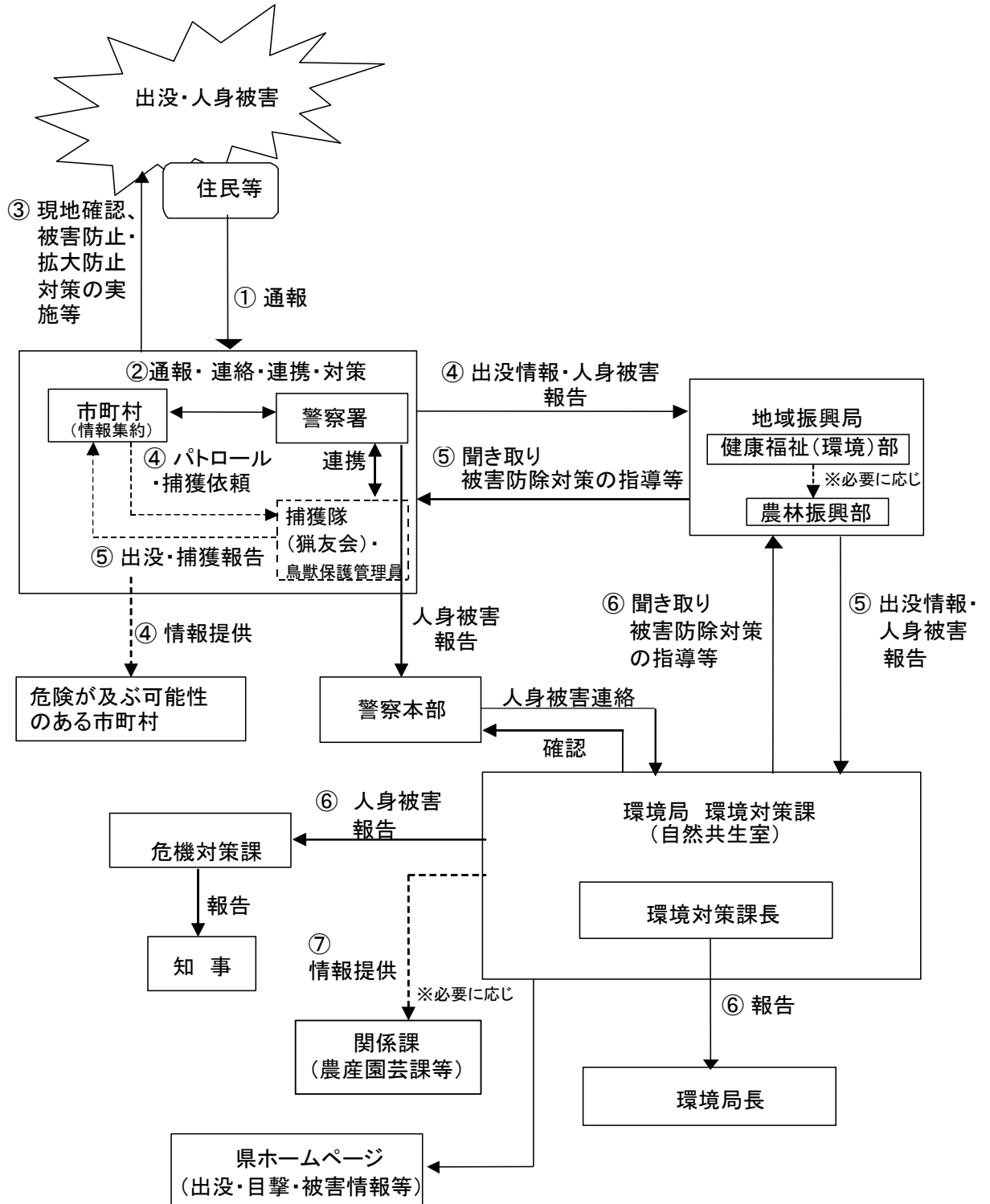
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

構成機関の名称	役割
湯沢町	・現地確認、被害(拡大)防止対策の実施 ・関係機関への連絡及び報告 ・捕獲の許可事務 ・実施隊へのパトロール及び捕獲依頼 ・地域住民への広報の実施
新潟県猟友会南魚沼支部 湯沢分会 (湯沢町猟友会)	・現地確認、被害(拡大)防止対策の実施 ・パトロールの実施 ・捕獲の実施及び捕獲の報告
南魚沼警察署	・現地確認、被害(拡大)防止対策の実施 ・住民等の安全の確保 ・地域住民への広報の実施
新潟県鳥獣保護管理員	・現地確認、被害(拡大)防止対策の指導 ・パトロールの実施
新潟県南魚沼地域振興局	・関係機関への連絡及び報告 ・農業者、関係機関等に対する農林被害状況把握のための指導、対策に係る協議等

(2) 緊急時の連絡体制

ツキノワグマ等人身被害防止連絡等体系図



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、焼却施設での焼却処分もしくは、捕獲現場等での埋設処分とする。ただし、学術研究、または食品としての利用に適した鳥獣種(ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ)の有効活用を図る場合はこの限りではない。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

処理施設がないこと、捕獲数が一定でないことなどから今後も情報収集に努める。

食品	利用方法の検討
ペットフード	—
皮革	—
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	学術研究への利用

(2) 処理加工施設の実施

—

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

—

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	湯沢町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
湯沢町	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防止対策の実施 ・被害情報と出没情報の収集と捕獲の許認可 ・広報・メール等で出没情報、注意喚起、テレメトリー調査結果等を発信 ・協議会事務局 ・住宅地で出没した場合の住民等の安全の確保及び捕獲 ・地域で行う防止対策の指導、支援 ・個体数や生態調査実施及び管理
地区代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・出没情報、被害情報の提供、地区要望まとめ ・町内周辺の草刈や里山の整備 ・町内周辺の巡回及び威嚇追い払いの協力

新潟県猟友会南魚沼支部 湯沢分会 (湯沢町猟友会)	<ul style="list-style-type: none"> ・個体数や生態の調査への協力及び情報提供 ・町内周辺の巡回及び威嚇追い払いの実施 ・捕獲の実施及び捕獲の報告 ・出没情報、被害情報の提供
南魚沼警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地で出没した場合の住民等の安全の確保及び捕獲 ・広報の実施
みなみ魚沼農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲の実施に対する支援 ・被害防止対策の指導、支援、啓発の実施 ・農作物被害情報と出没状況の提供
南魚沼森林組合	<ul style="list-style-type: none"> ・林産物等被害情報の提供 ・出没痕跡等の情報提供
新潟県鳥獣保護管理員	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の鳥獣保護管理事業計画に基づく指導と監督
新潟県南魚沼地域振興局 健康福祉環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の鳥獣保護管理事業計画の運用に関する指導、助言

(2)関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
新潟県南魚沼地域振興局 農林振興部	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会のオブザーバーとして、農作物及び林産物の被害防止技術の情報提供及び指導、助言
南魚沼市湯沢消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・ツキノワグマやイノシシ等の出没により、人身事故の発生が懸念される場合の巡回や広報等の協力と支援

(3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年4月に湯沢町鳥獣被害対策実施隊を設置した。実施隊員は、町職員の中から町長が任命した者、または鳥獣被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者のうちから町長が任命する者を充てる。実施隊は年度当初に任命し、任期は1年とする。産業観光部環境農林課長を実施隊長とし、隊長の指示により湯沢町鳥獣被害防止計画の実施に従事する。業務内容は、鳥獣の捕獲、捕獲された鳥獣の殺処分、鳥獣侵入防止柵等の設置、放任果樹の撤去のほか、鳥獣被害防止対策の推進に関することとする。

(4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・地域と連携した被害防止体制の確立
- ・農作物被害状況や鳥獣の出没状況、防除効果などの情報提供について協力

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止施策の実施には、新潟県第13次鳥獣保護管理事業計画、第三期新潟県ニホンザル管理計画、第三期新潟県ツキノワグマ管理計画、第三期新潟県イノシシ管理計画、第二期新潟県ニホンジカ管理計画、湯沢町ニホンザル保護管理実施計画、湯沢町イノシシ保護管理事業実施計画、湯沢町ニホンジカ保護管理事業実施計画、湯沢町森林整備計画と整合を図る。